4　追加弁済
⑴　仮払消費税の還付による追加弁済
ア　仮払消費税の還付が本協定案の認可決定確定日の属する月の翌月以降になされた場合、各協定債権者に対し、当該還付金から必要な費用を控除した残額を、上記２ア「弁済」に基づく弁済後の協定債権額で按分した金額を支払う（円未満切り捨て）。
この場合、上記２イ「免除」の規定による免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
イ　仮払消費税の還付が本協定案の認可決定確定日の属する月の末日までになされた場合、アと同様の方法で算出した金額を、上記２ア「弁済」に基づく弁済と同時に支払う。
この場合、各協定債権者が上記２イ「免除」の規定による免除は、当該支払額を除く残余の金額についてなされるものとする。
⑵　その他の残余財産
上記２ア「弁済」に基づく弁済後、特別清算会社において新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価の上、各協定債権者に対し、換価金額から必要な費用を控除した残額を、上記２および４⑴に基づく弁済後の協定債権額の割合に応じて支払う。
この場合、上記２イ「免除」の規定による免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
別表省略

東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成１９年（再）第４号
宮崎市中西町５番地１
再生債務者　有限会社永楽食品
主文　破産手続開始につき決定があるまでの間、すべての再生債権者等は、再生債務者の財産に対し、強制執行等又は国税滞納処分をしてはならない。
平成21年７月１日　　宮崎地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２１年（再）第４２号
大阪市西区九条南４丁目１番18号
再生債務者　株式会社ファンデリック
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目７番１号北ビル１号館601号室　原田法律事務所　弁護士　原田　裕彦
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成21年６月29日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第１号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓643番地
再生債務者　株式会社山本組
１　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年８月21日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年９月24日から平成21年10月７日まで

宮崎地方裁判所都城支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第７号
名古屋市北区丸新町390番地
再生債務者　株式会社楠化学工業
１　決議に付する計画案　平成21年６月23日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年８月17日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成21年８月10日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成21年８月３日
平成21年７月２日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（再）第５号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町３丁目９番１号
再生債務者　株式会社べにや酒食品店
１　決議に付する計画案　平成21年６月17日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年９月２日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成21年８月12日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成21年８月５日
平成21年７月２日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生計画認可

平成２０年（再）第１１号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目７番２号
再生債務者　株式会社飾一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年７月３日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（再）第４号
兵庫県尼崎市名神町３丁目12番27号
再生債務者　株式会社栄伸堂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年７月３日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生手続終結

平成１７年（再）第２号
愛知県春日井市大手町４丁目10番地の３、登記簿上の本店所在地岐阜県岐阜市本荘中ノ町３丁目37番地３
再生債務者　有限会社グリーンウェイ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成21年７月３日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成１３年（再）第１号
島根県浜田市長沢町1540番地
再生債務者　浜田生コンクリート株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成21年７月３日　　松江地方裁判所民事部

再生手続廃止

平成２１年（再）第３６号
大阪市鶴見区緑２丁目７番６号
再生債務者　廣瀬　嘉章
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成21年７月１日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成１９年（再）第４号
宮崎市中西町５番地１
再生債務者　有限会社永楽食品
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　宮崎市旭１―７―12　エスポワール宮崎県庁通り205号　小城和男法律事務所　弁護士　小城　和男
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成21年７月１日　　宮崎地方裁判所民事部